

(建設業法施行規則の一部改正)

第三条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(国土交通省令で定める学科)

第一条 建設業法(以下「法」という。)第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可(一般建設業の許可をいう。第四条第三項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。)を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。
(表 略)

(法第六条第一項第六号の書類)

第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一〜四 (略)

(削る)

五 許可申請者(法人である場合においてはその役員をいい、営業に

関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人(法人である場合においては、その役員)を含む。)及び令第三条に規定する使用人が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

六 七 (略)

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可申請者に対し、前項に掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

3 一般建設業の許可を申請する者(一般建設業の許可の更新を申請す

改正前

(国土交通省令で定める学科)

第一条 建設業法(以下「法」という。)第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可(一般建設業の許可をいう。第四条第二項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。)を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。
(表 略)

(法第六条第一項第六号の書類)

第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一〜四 (略)

(削る)

五 許可申請者(法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人(法人である場合においては、その役員)を含む。)及び令第三条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)

六 許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

七 八 (略)

(新設)

2 一般建設業の許可を申請する者(一般建設業の許可の更新を申請す

る者を除く。)が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第六号から第十五号まで及び第十七号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号のいずれかに該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

4|| 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第六号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第十七号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第六号、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び第十七号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

(使用人の変更の届出)

第八条 建設業者は、新たに令第三条に規定する使用人になつた者があ
る場合には、二週間以内に、当該使用人に係る法第六条第一項第四号
並びに第四条第一項第四号及び第五号に掲げる書面その他国土交通大
臣又は都道府県知事が必要と認める書類を添付した別記様式第二十
二号の二による変更届出書により、国土交通大臣又は都道府県知事にそ
の旨を届け出なければならない。

(心身の故障により建設業を適正に営むことができない者)

第八条の二 法第八条第十号の国土交通省令で定める者は、精神の機能
の障害により建設業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意
思疎通を適切に行うことができない者とする。

(電子情報処理組織による申請の場合の許可手数料の納付方法)

第八条の三 (略)

(法第十一条第一項の変更の届出)

第九条 (略)

る者を除く。)が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外
の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にか
かわらず、同項第二号、第七号から第十六号まで及び第十八号に掲げる
書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の
一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りで
ない。

3|| 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二
号、第七号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八
号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号
、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる書類
については、その記載事項に変更がない場合に限る。

(使用人の変更の届出)

第八条 建設業者は、新たに令第三条に規定する使用人になつた者があ
る場合には、二週間以内に、当該使用人に係る法第六条第一項第四号
及び第四条第四号から第六号までに掲げる書面を添付した別記様式第
二十二号の二による変更届出書により、国土交通大臣又は都道府県知
事にその旨を届け出なければならない。

(新設)

(電子情報処理組織による申請の場合の許可手数料の納付方法)

第八条の二 (略)

(法第十一条第一項の変更の届出)

第九条 (略)

2 法第十一条第一項の規定により変更届出書を提出する場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第五条第三号に掲げる事項のうち役員等の新任に係る変更及び同条第四号に掲げる事項のうち支配人の新任に係る変更 当該役員等又は支配人に係る法第六条第一項第四号の書面並びに第四条第一項第三号又は第四号及び第五号に掲げる書面その他国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類

(毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

第十条 (略)

2 法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第二号、第六号及び第十六号に掲げる書面とする。

3 (略)

(閲覧に供する書類)

第十二条の二 法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第四条第一項第一号、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる書類
- 二・三 (略)

(特定建設業についての準用)

第十三条 前各条(第三条第二項及び第三項を除く。)の規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第一項第二号中「に該当する者、法第十五条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表」とあるのは「又は法第十五条第二号イ、口若しくはハに該当する者の一覧表並びに当該

2 法第十一条第一項の規定により変更届出書を提出する場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第五条第三号に掲げる事項のうち役員等の新任に係る変更及び同条第四号に掲げる事項のうち支配人の新任に係る変更 当該役員等又は支配人に係る法第六条第一項第四号の書面及び第四条第三号又は第四号から第六号までに掲げる書面

(毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

第十条 (略)

2 法第十一条第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第二号、第七号及び第十七号に掲げる書面とする。

3 (略)

(閲覧に供する書類)

第十二条の二 法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第四条第一項第一号、第七号、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる書類
- 二・三 (略)

(特定建設業についての準用)

第十三条 前各条(第三条第二項及び第三項を除く。)の規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第一項第二号中「に該当する者、法第十五条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表」とあるのは「又は法第十五条第二号イ、口若しくはハに該当する者の一覧表並びに当該

一覧表に記載された同号口に該当する者に係る第三条第二項第一号若しくは第二号に掲げる証明書及び指導監督的な実務の経験を証する別記様式第十号による使用者の証明書又は監理技術者資格者証の写し」と、同条第三項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類（一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあつては、法第十五条第二号口に該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号口に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。）」と、第七条の二第一項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

一覧表に記載された同号口に該当する者に係る第三条第二項第一号若しくは第二号に掲げる証明書及び指導監督的な実務の経験を証する別記様式第十号による使用者の証明書又は監理技術者資格者証の写し」と、同条第二項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類（一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあつては、法第十五条第二号口に該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号口に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。）」と、第七条の二第一項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

届 出 書

(届出A) 〇〇〇〇〇〇

下記のとおり、(1) 建設業法第七条第一号に掲げる... (2) 建設を請けこなした... (3) 建設業法第十五条第二号... (4) 責任の担持者を削除した... (5) 不搭案件に該当するに至った

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道庁建設部長 知事 殿

届 出 者

株式会社

代表者 氏名

許可番号 〇一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

許可年月日

令和 年 月 日

記

氏名 (1) 建設業法第七号第一号に掲げる... (2) 建設業法の登録責任者を削除した... 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏名 (3) 建設業法第七号第二号又は同法第十五号第二号に掲げる... (4) 責任の担持者を削除した... 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏名 (1) 建設業法第七号第一号に掲げる... (2) 建設業法の登録責任者を削除した... 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏名 (3) 建設業法第七号第二号又は同法第十五号第二号に掲げる... (4) 責任の担持者を削除した... 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

(5) 建設業法第九号第一号及び第二号から第五号までに規定する不搭案件に該当するに至った場合 届出理由

()

届 出 書

(届出A) 〇〇〇〇〇〇

下記のとおり、(1) 建設業法第七号第一号に掲げる... (2) 建設を請けこなした... (3) 建設業法第十五条第二号... (4) 責任の担持者を削除した... (5) 不搭案件に該当するに至った

令和 年 月 日

地方整備局長 北海道庁建設部長 知事 殿

届 出 者

株式会社

代表者 氏名

許可番号 〇一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

許可年月日

令和 年 月 日

記

氏名 (1) 建設業法第七号第一号に掲げる... (2) 建設業法の登録責任者を削除した... 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏名 (3) 建設業法第七号第二号又は同法第十五号第二号に掲げる... (4) 責任の担持者を削除した... 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏名 (1) 建設業法第七号第一号に掲げる... (2) 建設業法の登録責任者を削除した... 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏名 (3) 建設業法第七号第二号又は同法第十五号第二号に掲げる... (4) 責任の担持者を削除した... 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

(5) 建設業法第九号第一号及び第二号から第五号までに規定する不搭案件に該当するに至った場合 届出理由

()

